

# 海外における 郵政事業を巡る法的課題 -近時の情報通信法制 이슈ーから-

2024年3月14日

生貝直人

一橋大学大学院法学研究科ビジネスロー専攻教授

# 越境（個人・非個人） データ移転規制

- 新興国を含む世界的な個人データ保護法制整備進展と、（欧州等に止まらない）越境移転規制の拡大
  - 越境プライバシールール（CBPR）・グローバルCBPRへの期待
- 個人データに留まらないデータローカライゼーション規制
  - 新興国の他、特に金融・医療データ等については欧州等にも存在
- 保有データへのガバメントアクセスへの対応
  - 中国、ベトナム、インドネシア（タイ）等
  - 個人情報保護委員会「[諸外国・地域の法制度](#)」等を参照

# GDPRの各国法上乘せ・細則規定

- 公共空間でのビデオ撮影
  - 独連邦データ保護法4条：公にアクセス可能な空間でのビデオ監視規律
- 郵便に関わる細則
  - 独郵便法41a条（住所・配達のためのデータ）：配達先データの事業者間共有、住所修正情報共有時の本人同意、配達先住所の正誤確認等
  - 信書の秘密については同39条
- 雇用関係とデータ保護・従業員モニタリング
  - 独連邦データ保護法26条：同意根拠の制限、労働協定の重視等
- + AI法（2024年前半採択見込）における金融・雇用等領域でのプロファイリング上乘せ規制

# デジタルプラットフォーム法制

- EUデジタルサービス法（2024年2月全面適用開始）
  - SNSやマーケットプレイス等の「オンラインプラットフォーム」に該当せずとも、媒介サービスやホスティングサービスを提供する限り、一定のデューデリジェンス義務の対象になる（連絡先・代理人・利用規約規制、違法コンテンツ通知と措置、削除等の場合の理由説明、透明性レポート等）

# 非個人データ流通法制

- EU「データ法」(2024年1月発効、2025年9月適用開始)
  - 第2章 (IoTデータポータビリティ) : IoTデバイス全般 (IoT家電の他、産業機械全般も含む) に関する、利用者 (自然人・法人) による生成データのアクセス・第三者移転の権利
  - 第4章 (データ契約法) : データ契約に係る一定条項の無効化
  - 第5章 (B2Gデータ共有) : 公共緊急事態への対応や統計等公益に係る民間保有データへの公的機関アクセス
  - 第6・7章 : クラウド等データ処理サービスの提供時における、サービスのスイッチング確保と、ガバメントアクセス抑止措置
- EUエコデザイン規則 (2023年12月政治合意) ・ バッテリー規則
  - デジタル製品パスポート (サプライチェーンでのCFP情報等共有)

# サイバーセキュリティ法制

- EU改正ネットワーク・情報システム（NIS2）指令（2023年1月発効、2024年10月国内法化期限）
  - NIS指令の対象7分野（エネルギー、輸送、銀行、金融市場インフラ、保健、飲料水、IXP/DNS/TLD）に、郵便・宅配（postal and courier）、廃棄物処理、化学品、食品、製造等が追加
  - サプライチェーンを含むセキュリティ管理措置、インシデント発生時の報告義務等
- サイバーレジリエンス法（近日発効、発効3年後全面適用）
  - 「デジタル要素を含む製品」（ハード・ソフト）全般に対するセキュリティ法制（脆弱性対処、SBOM作成、インシデント報告等）